謝金支給基準

(目的)

第1条 この規程は夏季デフリンピック競技大会でのメダル獲得に向けて日本パラリンピック委員会(以下、JPC という)の競技力向上事業にて支給する諸謝金に関して基準を定め、業務の円滑な運営を目的とする。

(支給対象者及び業務内容)

第2条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。

(支払方法)

第3条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則と する。

(源泉徴収)

第3条 本協会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行った後、支給対象者に諸 謝金を支払う。

(委託・助成事業)

第4条 外部諸機関・諸団体による委託・助成事業において諸謝金の支給を行う場合は、その機関・団体の規程に基づき支給することが出来る。

(その他)

第5条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会をもって支給金額を決めることが出来る。

(規程外事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、代表理事で決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において行う。

支給対象者	業務内容	基準(上限)額	備考
強化スタッフ トレーナー 管理栄養士 帯同審判員	選手強化活動	1 日上限 30,000 円	
支援スタッフ 競技パートナー 介助者 ボランティア通訳 (手話通訳含)	選手強化活動	1 日上限 10,000 円	
会議出席者	選手強化活動	回(2 時間程度) 10,000 円	
ドクター	選手強化活動	1 日上限 50,000 円	
講演者	選手強化活動	1日(2時間以上)上限30,000円 1時間上限15,000円	
講義講師	選手強化活動	1日(2時間以上)上限24,000円 1時間上限12,000円	
通訳(手話通訳含む)	選手強化活動体制整備事業	国際大会、国際会議: 1日(8時間以上)上限100,000円 1時間上限12,500円 その他: 1日(8時間以上)上限50,000円 1時間上限6,250円	

但し、移動日は支給対象に含まない。

(付則) この規程は2018年4月28日から施行する。

2023 年度 謝礼金決定

支給対象者	業務内容	基準(上限)額	備考
コーチ	選手強化活動	1 時間上限 1,800 円 海外日当/7,000 円	
トレーナー	選手強化活動	1 時間上限 1,500 円 海外日当/7,000 円	
強化スタッフ	選手強化活動	1 時間上限 1, 700 円 海外日当/7, 000 円	
手話通訳者	選手強化活動 体制整備事業	1 時間上限 1,500 円 海外日当/7,000 円	